

地方財政の拡充を求める意見書

地方公共団体の財源不足は依然として深刻であり、地方交付税の法定率の抜本的な引き上げをはじめとした地方財政の拡充が必要である。国は地方交付税の算定に「行革努力」を反映させ、トップランナー方式を導入して民間委託等を「先進的」に進めている自治体のコストで算定するなど、地方自治への不当な介入を行っている。

さらに国は、「自治体戦略2040構想研究会」報告書において、「スマート自治体」への転換で自治体職員を半減し、広域な圏域単位での行政をスタンダードにすることをめざすとしている。まさに地方自治を根本から破壊するものであり、地方団体や日本弁護士連合会からも批判や危惧の意見が上がっている。

国に求められるのは、地方自治の実現や大規模災害・感染症等への対応に必要な財源を確実に確保し、会計年度任用職員制度や、幼児教育・保育の無償化など、新たな国の施策に必要な財源を国の責任において確保することである。地方財政の抜本的な拡充こそが必要である。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 憲法に基づくナショナルミニマムを保障し、住民が全国のどこに住んでいても健康で文化的な生活が営めるよう地方自治と地方財政を拡充すること。
2. 地方自治体間の財源格差は、水平的な財政調整で是正するのではなく、地方交付税や国庫補助金の拡充など、国の責任と負担による垂直的な財政調整で是正すること。
3. 地方交付税は、法定率を抜本的に引き上げ、地方自治体の財源保障・財源調整機能を併せもつ制度として充実させること。
4. 基準財政需要額は、地方自治体が「住民の福祉の増進」を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定すること。地方公務員の人件費や人員の削減など「行革努力」を反映する地方交付税の算定や、「トップランナー方式」は廃止すること。
5. 地方自治体が災害対策や公共施設の耐震化等のために基金を積み立てることを理由とした地方財政の削減を行わないこと。
6. 大規模な災害からの復旧・復興、感染症等への対応等にかかる財源は、自治体に負担させず、全額を国が負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年 6 月 19 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿
財務大臣 麻生 太郎 殿
総務大臣 高市 早苗 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会